

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第三編 使用者の労働政策

第一節 経営者活動の基本方針

一九四七年五月設立された日本経営者団体連合会は、地方別経営者団体と全国的な業種別団体とをもって構成され、それらの全国的な相互連絡提携、労働関係の調整等を目的としていた。しかるに、労働運動の発展に伴い経営者団体のより統一的な方針による共同闘争の必要が痛感され、ここに一九四八年四月一二日経営者団体連合会を改組改称して日本経営者団体連盟(略称日経連)が成立するに至った。同日の創立総会における宣言はその間の事情を次の如くのべている。

「いまや世界をあげて政治経済外交に緊迫した動向を示し、うちには労働不安の中に外資導入をめぐって経済復興の基礎を確立すべき重大関頭に立って経営者団体連合会の改組強化をはかり、日経連の旗の下に総力を結集しその知識経験を動員、その熱意勇気を振作し、以て経営権を確立し産業平和の確保と日本経済の再建に向って不退転の努力を傾倒せんとするものである。経営者よ正しく強かれ！」(傍点筆者)

経営者は、戦後二年半の労働運動によって自己の経営権が不当に侵されたと感じ、日経連の統一的な旗じるしの下に再び経営権を完全に掌握しようとしたのである。

日経連成立後一九四九年末までに発表された宣言・意見・建議等は極めて多いが、そのうち重要なものをかかげると次の如くである(傍点筆者)。

第一節 経営者活動の基本方針

(1)第一回全国経営者大会における宣言。その全文は次の通りであるが、ここでは「国家的見地」が強調され、経営権確立がそのために強化されなければならない、と宣言されている。

全国経営者大会宣言(四八・九・九発表)

経済危機は愈々深刻化し祖国再建のため極めて重大なる転機に直面した。今にして全国民が経済危機克服のための渾身の努力を怠らんか、遂に日本経済は最終的破局に突入するであろう。

われわれ経営者はさる四月一二日「経営者よ、正しく強かれ」をモットーとして日本経営者団体連盟を結成し、爾来経営権確立のために総力を傾倒して来た。然るに救国経済再建の中核としての経営者の責務に深く思いを致すとき、われわれの国家的見地よりの大局的行動は益々これを強化すべき必要を痛感する。

われわれは日経連を中心とする全国経営者の主体的実力を結集し、救国経済再建のための主動力として、真摯旺盛なる経営者活動を広く展開する。

本日ここに第一回全国経営者大会において決定せられたる行動方針に従い、高き自覚と深き責任を以て新しき進発をなさんとするものである。

「経営者よ、経済再建の先頭に立て」

右宣言する。

(2)第一回大会で決議された「経営者活動の基本方針」および第二回総会宣言。ここでも自己の国家的見地を強調し、「救国経済再建」を目標とする健全な労働組合とはすすんで協力することを誓う経営者の姿があらわれている。

経営者活動の基本方針

(四八・九・九全国経営者大会で決議発表)

敗戦後三カ年を閲して、わが国経済は依然その危機的様相を継続し、今にしてこれが再建のための最後の努力を致さなければ悔を千載の後に残すも詮なしというべきである。

抑もかかる事態を招来した原因は主として敗戦による必然の成行と政府施策の不適正にありとはいえ、われわれ経営者自身が果して救国的情熱を傾けて自らの力を結集し、自ら施策を具体化するために悔なき努力を致したか深く反省するところがなくてはならぬ。

経営者は経済再建の眞の担い手としての自覚に徹底し、自由な逞しき企業活動によってこの危機を克服し、経済を再建し得ることを固く確信しているのである。

日本経営者団体連盟は全国の地域別、業種別経営者団体を母体とし末端の現場に直結する眞に実践力ある経営者の団体である。この日経連を強化することによって、全国経営者の行動力を結集し、主体的実力を確立しなくてはならない。しかして救国的経済再建のための主動力として凡そ経済再建に必要な各般の事項につき、経営者の実践的機関として積極的に活動し、全経営者の要望を貫徹するためにあらゆる努力をなすものである。かかる見地より日経連の活動は、当面の経済危機克服のため、国家的見地に立つ経営者活動全般に及ぶのである。労資関係についてもこの大局的活動の一環として、その健全化のために努力を傾倒するものとする。

本日ここに全国の経営者相会するの秋に方り、新たなる決意をもって、救国的経済再建を目指し、当面の行動方針を左の通り決定する。

一、略、

二、健全労働組合主義の高揚

われわれ経営者は経済民主化の方途において経済再建を遂行せんがために、過去のわれわれの行動につき深き反省を致し、新しき経営の在り方のため一層の努力をなさんとするものであるが、それと共に労働組合に対しては極左的偏向の破壊的活動を清算し組合運動の限界は明かに社会全体の福祉にあることを認め、一部過激なる分子を自らの手で排除し、眞に民主的運営によって経済復興のために建設的努力のなされ得る健全労働組合としての発展を切に念願してやまない。かかる健全組合とは、われわれ経営者は救国経済再建を目標として、相共に提携し、互に努力することを誓うものである。その具体的方法は地域並に業種の実情に応じ又経営の現場の状況に即し決定推進する。

三、労働関係法規の改正

われわれ経営者は敗戦経済再建のため相共に協力し得る健全なる労働組合の発展を切に念願するものであるが、組合運動を利用して自らの権慾を満足せんとする少数

分子によって、不当なる争議行為や経営権の侵害が公然と行われるに至って、世論はこれに厳しい批判を加え始めた。

われわれは労働者の基本権はこれを十分尊重すると共に、過激分子の行過ぎ行動を是正するために過去半歳の間、全国各経営者団体が協力して労組法、労調法の整備充実につき慎重なる検討を加えて、近く成果をみんとするに至った。

今や世論は破壊的運動の惨禍から健全労組を防衛するために関係法規の改正を熱望しつつあることを確信して、われわれは最も効果的の時機を考慮の上これが実現を期するものである。

四、略

日経連第二回定時総会宣言(四九・四・一二)

敗戦経済の行手は苛烈なる艱難の途であることは世界の歴史の訓えるところである。

然るに敗戦後の日本経済は混乱の怒濤に流されつつも、資本の居食いと、連合軍の恩恵とにより飢餓を免れ、わずかに破綻を弥縫しつつ今日に至ったことは全国民の深き反省を要することであった。あたかもこの時経済九原則は展示せられ、国際経済の一環に復帰せんとする日本経済に対し曖昧を許さぬ関係当局の強き要望があきらかにされた。

経済の自立的再建の作業は今日より始まる。このきわめて困難なる作業を前にして、日本人全階層の人々が、自からの大らかな真の租国愛と真の民族愛とを経済再建に結集しなければならぬことを信ずる。

われわれ経営者はこの歴史的段階に立って、深刻なる事態を克服することによって全国民的幸福の必成を確信し経済の自立的再建の先達たらんことを念願するものである。

われらは混沌と混迷の中から愛国的経済再建を念じ、その努力を傾倒しつつある建設的労働組合とはさらに相提携し、さらに一層の相互信頼を増進して、相共に悔いなき努力を祖国に捧げんとする決意をここに表明する。

「経営者よ、総力を自立経済に結集せよ」

右宣言する。

(3)経営権確保に関する意見。右において宣言されている経営権確保について、四八年五月一三日常任理事会は次の如く改めてその意見を決定した。企業整備に対する労働組合の反対運動がようやく盛んになり、それに対する官憲の出動が強化された時期に、経営者が断乎として「自衛の道」を歩むべき決意が示されているのである。

経営権確保に関する意見

一九四八年五月一三日、日経連常任理事会

企業再建整備の方策中には経営限界以上の冗員整理を必然的に伴うが、吾々経営者は決してこれを一方的に勤労者の犠牲において実施する意図なく、勤労者と慎重に協議の上、民主的方途により或は人員の配置転換、作業方法の改善或は能率向上等の処置を講じて人員の整理は極力回避し、万止むを得ぬ場合にのみ最後の措置としてこれを実施するよう最善の努力を傾注している。

しかるに現状は吾々の意図に反し労働組合の一部においては或は政治的から或は自己権力拡大のため必要以上の紛争を惹起し円滑な企業再建を阻みつつあることは遺憾である。例えば東宝における紛争はその一例であるが、思うに日本経済の再建は一方に既に憲法によって保障された労働権とこれに相對應する経営権とを支柱とし、この権能の正当な運営によって始めて可能なのである。近頃、労働権の運用について一部の組合はとかく法の意図するところを逸脱し、本来的に経営権に属すべき人事権、經理権等を不当に侵害し、日本再建を妨げていることは、各所の罷業或は生産管理等に見られるところである。

かかる現状において今日このまま放任せば各企業は殆んど倒壊する最後の関頭に立至る。ここに経営者は断乎として経営者が本来保有する経営権を行使し速かに自立体制の確立を計る以外に自衛の道なしと深く決意するに至った。

(4)経営者の共同闘争。次にかかげる申合わせは、労働者の統一的運動に対し、自己の陣営をもまた統一させてこれに当ろうという経営者の要望をあらわしている。

争議時における経営者の相互援助に関する申合

(四九・七・二七 東北経営者大会申合)

現段階における労資関係特に争議においては労組側は概して地域闘争戦術により集中的に一企業に対する攻勢にその力を結集しているにかかわらず、経営側においては依然単独でこれに対抗せざるを得ない情勢にある。ここにおいて当面経営側の対策の一つとして次の方策を確立することはきわめて緊要である。すなわち

- (1)同地域経営者間において地域的あるいは業種的に結集すること。
- (2)同業または同地域の経営者間において情報資料の交換を行うこと。
- (3)団体交渉あるいは争議時における相互連絡、相談を行うこと。
- (4)他に影響する問題については企業が単独に利己的協定をしないこと。
- (5)繋争問題に関する共同声明の発表をなすこと。
- (6)争議会社に対し同業者が営業、資金資材関係等において圧迫を加え、これを窮地に陥れるがごときことは絶対に差控えること。
- (7)自社従業員が時間中他社の争議の応援に出動した場合はこれに対し遅滞なく相当な処分を講ずること。

大体少くとも以上諸点に関する相互援助の経営者協定が可能なるごとき態勢をつくることは、経営者が当面する経営ならびに労働不安を解決する機関となりうると思われる。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

